

# 平成26年9月 川棚町議会定例会会議録 (第4日目)

平成26年10月10日 金曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (15人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

## 遅刻議員 (1人)

10番	朝長敏
-----	-----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄治
書記	小林	修一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文夫
副町長	山口	誠実
教育長	古賀	信雄
総務課長		
兼選挙管理委員会書記長	住吉	克己
企画財政課長	大川	豊文
国体推進室長	吉永	文典
税務課長	中尾	剛
健康推進課長	成富	浩樹
会計課長	三岳	昭
住民福祉課長	山中	美由紀
産業振興課長		
兼農業委員会事務局長	太田	啓寛
建設課長	照本	茂法
ダム対策室長	福田	多肥
水道課長	廣田	洋一
教育次長		
行政係長	荒木	俊行

議事日程

日程第 1	認定第 1 号	平成 2 5 年度川棚町一般会計決算認定 別	決算審査特
日程第 2	認定第 2 号	平成 2 5 年度川棚町国民健康保険事業特別 告 会計決算認定	委員長報
日程第 3	認定第 3 号	平成 2 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会 計決算認定	〃
日程第 4	認定第 4 号	平成 2 5 年度川棚町介護保険事業特別会計 決算認定	〃
日程第 5	認定第 5 号	平成 2 5 年度観光施設事業特別会計決算認定	〃
日程第 6	認定第 6 号	平成 2 5 年度公共下水道事業特別会計決算 認定	〃
日程第 7	認定第 7 号	平成 2 5 年度川棚町簡易水道事業特別会計 決算認定	〃
日程第 8	議案第 47 号	平成 2 5 年度川棚町水道事業会計未処分利 益剰余金の処分の件	〃
日程第 9	認定第 8 号	平成 2 5 年度川棚町水道事業会計決算認定	〃
日程第 10	請願第 1 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求 める請願書	総務厚生委 員長報告
日程第 11	議案第 39 号	川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例	〃
日程第 12	議案第 40 号	川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例	〃
日程第 13	議案第 41 号	川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例	〃
日程第 14	意見案第 2 号	「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）	総務厚生委 員長報告
日程第 15		議員派遣の件	議長発議

( 1 0 : 0 0 )

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」から、日程第9、認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。  
決算審査特別委員長から決算審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 皆様、おはようございます。それでは、去る9月22日に付託されました決算審査特別委員会の付託審査報告を行います。

認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」についての審査結果を報告します。この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛に報告書を提出しておりますので、内容については、その報告書を読み上げて報告といたします。

平成26年10月7日、川棚町議会議長初手安幸様、決算審査特別委員会委員長村井達己。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定

すべきものと決定。

認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」、認定すべきものと決定。

議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」、原案可決すべきものと決定。

認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」、認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会委員長報告。

認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」、認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」、認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」、議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」及び認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」についての決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1、審査の経過。

(1) 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。分科会、平成26年9月24日、25日、26日、30日、10月1日。特別委員会、平成26年9月22日、10月3日、7日。

(3) 審査場所。第一委員会室、第二委員会室及び現地。

(4) 出席者。分科会、委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、室長、各担当課長、各係長等。特別委員会、委員全員、議長、事務局長。

## 2、審査内容。

主要事項についての質疑と答弁。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、光ブロードバンドの契約状況で利用停止とあるが、その内容は。

答弁、スマートフォン等の普及による解約と思われる。

質疑、子育て支援センターの取組みで、新たに地域へ出向くかたちとは。

答弁、施設で行っている子育て支援を、地区の公民館等に出向いて行うということである。

質疑、活いきタクシー助成事業で交付率や利用状況をどのように判断しているのか。

答弁、担当課としても満足はしていないものと判断している。総務厚生委員会の閉会中の調査事項でもあり、調査検討しながら意見は述べていく。

以上、質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査。

質疑、着地型施設利用プラン造成支援事業で一定の成果とあるが、内容は。

答弁、ホッケー、グラウンドゴルフ、フットサル、ノルディック、手ぶらでバーベキューなどの利用者が増え、経済効果もあったとのことである。

質疑、環境整備についての地元要望は、全部で何件あったのか。

答弁、建設課の所管だけで58件あった。

質疑、しおさいの湯健康いきいき利用券を交付したにも関わらず、観光事業収入が減っているのはなぜか。

答弁、総体的に利用客が減ってきている中、利用券の利用者とこれまでの入浴客が重なったのではないか。両分科会に関わる点もあり、今後は議会全体で検証、検討していく必要があるものと判断している。

以上、質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査。

以上で、質疑を終了し、討論、採決を行った。

## 3、審査の結果。

(1) 認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論要旨。活いきタクシー助成事業の交付率は、約5割にとどまっている。対象者全員に行き渡るようすべきであり反対する。

賛成討論要旨。決算審査は全体的に見るべきであり、ある側面だけでの反対は全てを否定することになる。不適切な支出や法的にも違反はなく、予算に従い執行しており賛成する。財政状況が厳しい中、投資的建設事業の推進、福祉の向上、財政の健全化を目指し、事業が展開されており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論要旨。国は、低所得者対策をすると約束したが、充分ではなく、中間層にも広げるよう要望していくべきであり反対する。

賛成討論要旨。医療給付費及び高額医療費が増加している中、医療費の抑制のため、特定健診、特定保健指導をはじめ、助成事業などの保険事業を積極的に推進していく姿勢は評価でき賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論要旨。高齢者が安心して医療を受けられる制度に見直すべきであり反対する。

賛成討論要旨。高齢者が安心して医療を受けられるよう、円滑な実施に努めており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論要旨。誰でも安心して受けられる介護保険制度にするため、国に改革を求めるべきとして反対する。

賛成討論要旨。介護が必要になった方を社会全体で支える制度であり、保険事業の円滑な運営に努めており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」

については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(8) 議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定した。

(9) 認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

#### 4、委員会の意見。

①自主防災組織、見守りネットワークづくりは全地区での取り組みがなされるよう、支援体制の確立、関係機関との連携を図りながら推進されたい。

②生きいきタクシー利用券助成事業は、当初の見込みに比べ、利用率が低い。事業の目的達成に向け、さらなる町民への周知と利用率の向上に努められたい。

③しおさいの湯健康いきいき利用券交付事業は、当初の目的が町民の健康増進といこいの場の提供である。その効果について検証し、目的に即した展開を図りながら利用率の向上に努められたい。

④各種請負工事については、地元企業を積極的に活用するとともに、地元企業育成に努められたい。

⑤地元からの要望による環境整備については、今後も積極的に対応されたい。

⑥町営住宅使用料の未収金の回収は成果が得られている。今後も、税料金、その他使用料など、未納者に対しては更なる対策を講じ、収納率向上に努められたい。

⑦スーパーバイザー、心の教室相談員の活用については成果が認められる。今後も積極的な活用を図られたい。

⑧成人式での特産品抽選会は、本町の特産品について若い世代に認識を深めていただく機会と捉え、関係機関と連携を図りながら積極的に取り組まれたい。



以上であります。

**議 長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。

**1 4 番久保田** 認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」について、特別委員会の中で聞きそびれましたので、ここには計上していないことなんですけれども、質問したいと思います。

納付の状況など、というところですね、督促状や催告書の送付、その中でやむを得ず預貯金、生命保険、年金などの財産差し押さえ48件を執行したとあります。この預貯金の中にですね、子ども手当が振り込まれていれば、その口座は差し押さえてはならないという判例が出ていたと思います。そのことがどうなったのか。

それから、督促状が送られている方には、換価の猶予が適用されますとなっていると思います。その対象者への対応がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

**決算審査特別委員長** ただいまの質問でありますけれども、久保田議員もご承知かと思いますが、特別委員会の中でそういった質問はあっておりませんでしたので、今ここで答弁はすることは不可能かと思いますが、よろしくお願いいたします。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」について、討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**1 4 番久保田** 認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」についての反対討論を行います。

町税において、調定額に対する収納率98.3%と前年度を上回っており成果はみられています。しかし、滞納繰越分に対する収納率13.8%と前年度と比較すると上がってはいるものの、厳しい状況にあることが伺えます。滞納者に対しては、滞納相談の機会を設け、生活実態の把握に努めたとありますが、結果として預貯金、生命保険、年金などの差し押さえが行われました。命綱である年金、生命保険などを差し押さえるべきではありません。

2 款総務費、25 年度も研修先として自衛隊を選ばれました。集团的自衛権行使容認を柱として、解釈改憲の閣議決定を強行されました。今の自衛隊の体質は、今までの体質とは大きく変わっています。研修先に選ぶべきではありません。

9 款消防費、12 月13 日、都道府県知事に出された通知では、消防団員の処遇の改善として交付税単価は団員の報酬3 万6,500 円、出動手当7 千円となっており、これを下回っている自治体は、積極的に引き上げてほしいと、出動手当についても活動実態に応じた出動手当の検討を行ってほしいとなっています。本町の人口は1 万4,620 人、消防団員は267 人で、一人当たり5.5 人の住民の命と安全を担うことになっており、波佐見の47 人、東彼杵町の23 人を大きく上回っています。にもかかわらず、団員の報酬は二町よりも低くなっています。これも条例を積極的に変えて、団員を増やす努力をすべきです。

給食センターの民営化委託は、職員の職種変更を、求められます。私の体験から、現業部門からデスクワークの変化により、仕事や環境になじめず、体調を崩し、退職に追いやられる例をいくつも見てきました。人生設計を変える民間委託は反対です。

また、就学援助費においても、交付金に頼らざるを得ず、国の基準に達しておりません。補助金としての対応を国に要望すべきであると思います。

そしてまた、所管ではありますが、ダム対策費については、利水にも治水にも何ら効果のない石木ダム建設計画は、白紙撤回すべきです。豊かな自然の恵みを私たちの代で壊すのは、子や孫に顔向けができません。以上の理由で認定はできません。よって一般会計決算認定について反対いたします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**15 番 山 口** 平成25 年度川棚町一般会計決算認定について賛成討論を行います。

決算審査というのは、あくまでも全体的な部分を捉えて判断すべきものであるというようにまずもって考えます。個々の事例を捉えれば、成果が上がった事項もあり、まだ一步足りない事項もあると、そういうことがいろいろ考えられる。そういう個々の事例でもってですね、全体を捉えていくというのは非常に見方が厳しいものであろうと、それでもってすべてを否定すると

いうことはできないと、適切でないとは私は判断いたします。

また、今久保田議員が言われました給食センターの民間委託というのは、平成25年度の決算審査の認定事項でもございません。だから、あくまでも平成25年度の決算にかかわる事項についてやっていくべきだろうと。そして、平成25年度の決算について、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支も黒字になっている。そして、決算内容も法的に違反もなく、予算にしたがって適正に執行されたものと判断し賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」について、裁決を行います。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:24)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**14番久保田** 認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する反対討論を行います。

国民健康保険税の一世帯当たりの調定額は0.25%の減、被保険者一人あたりは0.17%減となっており、調定額減少の原因は、被保険者の低所得化や、比較的所得が高い40歳代、50歳代の被保険者が減少していることが考えられるとしています。もともと現在の国民健康保険は1961年に国民皆保険制度として、当初からほかの医療保険に加入できない高齢者、病

人、無職者を抱え込んだ医療保険としてスタートしました。そのため、国保会計はもともと保険料負担で賄う制度設計になっておらず、国庫負担の割合を医療費の45%と定め、1970年から1983年まで、収入の60%を国庫負担率が占めてきたが、1984年から国庫負担率を低下し、現在は25%程度にしかすぎません。加入世帯は自営業者やパート、非正規などの所得の低い人が対象になっており、一般会計の繰り入れなしでは成り立たないのは当然です。長崎県の2013年6月時点での滞納世帯数は、3万4,505世帯、滞納率は14.6%です。本町の滞納世帯は同じ時点で4,150世帯、滞納率は17.6%、県平均を大きく上回っています。短期保険証の発行世帯も1,500件ということでしたので、保険証の無い世帯があるということにもなります。また、資格証明書は病院の窓口で医療費を全額払わなければならない、もっと深刻です。住民の命が脅かされていることにつながります。健康を守ることを自己責任とする今の社会の考え方だと、健康も命も金次第ということになりかねません。資格証明書の発行はとりやめてください。国民は、憲法25条で健康と文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。国は低所得者対策をすると約束しましたが不十分です。中間層の対策も併せて要望すべきとして反対します。

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

**4 番 堀 田** 近年、医療給付費及び高額医療費が増加している中、医療費の抑制のために特定健診、特定保健指導をはじめ、助成事業などの保険事業を積極的に推進していく姿勢は評価でき、今後も徴収率の向上に努められ、より一層の国保財政の健全化を望み、決算は認定すべきと判断し賛成をいたします。

**議** 長 他に討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について、裁決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定すべきものとされております。この決算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** **長** 起立多数です。したがって、認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:29)

**議** **長** 次に、認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**14番久保田** 認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、反対討論を行います。

成果報告書を見ると、後期高齢者医療保険にかかる督促手数料で166件あったと報告されており、払えない世帯を作り出していることは明らかです。高齢者の方々は、戦前戦後、激動の時代を生きてこられ、川棚町を築いていただいた方々です。これからもいきがいをもって健康で安心して暮らせる長寿社会を作っていかなければなりません。この制度は、制定された当初から多くの高齢者の反対を受けました。2008年には参議院で廃止法案が通ったいきさつもある問題を抱えた制度です。一刻も早く高齢者の方を安心して医療を受けられる制度に見直すべきとして反対します。

**議** **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**12番田口** 日程第3号、平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算につきましても、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるように適切に実施されていると認められますので賛成いたします。

**議** **長** 他に討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 32)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**14番久保田** 認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する、反対討論を行います。

介護保険制度は、14年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。さらに、社会保障削減が推し進められる中で、負担増やサービス取り上げの改悪が繰り返され、介護保険だけでは在宅生活を維持できない状況は一層深刻化しています。低所得者層を中心に利用料の負担が重くのしかかり、サービス抑制や生活苦の重大要因になっています。そうした中で起こっているのが、年間10万人もの介護離職、15年間で505件を超える介護心中、殺人などの悲惨な事件です。介護保険の調定額などの状況を見ても、調定額の増額と比例して、滞納調定額も未収額も増えています。もっと払える保険料、利用しやすい利用料にすべきです。誰でも安心して受けられる介護保険制度にするために、国に改革を求めるべきとして反対討論とします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**9番小谷** 平成25年度の介護保険事業は、ますます進む高齢化に対応し、保険事業の円滑な運営に努められていることより、決算は認定すべきと判断し賛成します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 36)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について、採決を行います。

お諮りします。本件は、これを認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:37)

**議** 長 次に、認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」について、採決を行います。

お諮りします。本件は、これを認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:38)

**議** 長 次に、認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。



「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」について、採決を行います。

お諮りします。本件は、これを認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:39)

議 長 次に、議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」について、討論を行います。

委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」について、採決を行います。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」については、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:41)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」について、採決を行います。

お諮りします。本件は、これを認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定いたしました。

(10:42)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第10、請願第1号「手話言語法制定を求める意見

書の提出を求める請願書」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会付託審査報告を行います。

総務厚生委員会に9月18日に付託された請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」の審査結果について報告します。

この審査結果につきましては、川棚町議会会議規則第94条の規定により、すでに文書により議長宛に報告書を提出しておりますので、内容についての報告書を読み上げ報告いたします。

平成26年10月7日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記、1、受理番号、請願第1号。2、付託年月日、平成26年9月18日。3、件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。4、審査の結果、採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」の、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1、審査の経過。

- (1) 審査期日、平成26年10月1日、7日。
- (2) 審査場所、第1委員会室。
- (3) 出席者、委員全員、議長、事務局長。
- (4) 欠席者、なし。
- (5) 説明者、紹介議員、田口一信議員。
- (6) 傍聴者、川棚町手話サークル会員4名。

#### 2、審査内容。

10月1日、紹介議員に対する主な質疑。

質疑、町内に手話を必要とされる方と、手話通訳をしている方は何人おられるのか。

答弁、ろうの方は60人ほどおられる。川棚手話サークルで約40人が活

動されている。

質疑、手話言語の学習は、学校としての教育なのか、一般的な講習会ということで普及されているのか。

答弁、現状では、ろう学校などの教育機関においては、手話を使うなど指導されているようである。第7条の教育という場面は、手話で教育を受ける機会を保証するという法律になっている。

質疑、この法律が制定されることで、どのように変わるのか。

答弁、法律が制定されることで理解を深め、自分も取得していこうというきっかけになる。

質疑、学校教育では、健常者とろう者を区別して授業をすることになるのか。

答弁、一般と区別したろう者だけの学校というのは続くだろう。

質疑、学校で手話を使うことに対して、保護者の方はどういう考えなのか。

答弁、保護者は手話を使われることを望んでいる。

3、審査の結果。

反対討論、なし。

賛成討論、ろう児、ろう者の方々を支援する制度の充実に向けての法整備であり、意見書は提出すべきと判断し、採択に賛成する。

以上で、討論を終結し、採決の結果、請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」は、反対はなく、全会一致で採択とすべきものと決定した。以上であります。

**議 長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」に係る委員長の報告は、採択すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

(10:50)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第11、議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」から、日程第13、議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。本案について、委員長の報告を求めます。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会付託審査報告を行います。

総務厚生委員会に9月18日に付託された議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の審査結果について報告します。

この審査結果については、川棚町議会会議規則第77条の規定により、す

でに文書により、議長宛に報告書を提出しておりますので、内容についてその報告書を読み上げることといたします。

平成26年10月7日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査結果。

議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、原案可決すべきものと決定。

議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、原案可決すべきものと決定。

議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。

議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1、審査の結果。

- (1) 審査期日、平成26年10月1日、7日。
- (2) 審査場所、第1委員会室。
- (3) 出席者、総務厚生委員全員、議長、事務局長。
- (4) 欠席者、なし。
- (5) 説明者、山中住民福祉課長、久田子育て支援係長。

#### 2、審査内容。

議案第39号関係。

質疑、特定保育施設について、確認する審査はどのようなものなのか。

答弁、既存の施設については、みなし確認として項目が簡素化できる。

質疑、保育の標準時間と短時間を分けなければいけないが、基準はどうなっているか。

答弁、国から示されている時間は、1ヶ月120時間である。満たない場合は短時間となる。

議案第40号関係。

質疑、第38条の事業所とは。

答弁、事業所とは、居宅訪問事業を行う人の事務所を言う。

質疑、居宅訪問型保育事業は、利用定員が1人とあるが。

答弁、保育する人と子どもが一对一でなければいけない。

議案第41号関係。

質疑、第9条の専用区画は、新しい基準となるのか。

答弁、一人につき1.65㎡以上となり、町として初めて基準を定める。

審査の結果。

(1) 議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

#### 4、委員会の意見。

①子育て家庭の支援充実を図るため、来年4月から導入される「子ども子育て新制度」については、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての子どもが対象とされている。この新しい制度では、認定こども園や幼稚園、保育所、小規模保育、放課後児童クラブなどの事業が予定されているが、その財源は、消費税を10%に上げることを前提にしており、不透明な部分が多い。本町においては、この新制度のスタートに伴い、入園手続きについて広報かわたな10月号に掲載されたが、さらなる周知徹底に努められたい。

②認定こども園へ移行した場合、教育・保育の仕組みが変わり、子どもの育ちにどのように影響するのか分からないなど、全国的に移行率が低めにとどまっており、より分かりやすい制度説明に積極的に取り組まれたい。以上

であります。

**議 長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

**1 4 番久保田** 認定こども園についての質問を行います。

認定こども園を利用する場合はですね、保護者の就業時間が変化して、2号認定から1号認定へ、または1号認定から2号認定になった場合、どのような取り扱いになるのか。それから、その時のそれぞれの認定の号のところにはですね、利用の定員が空きがない場合、これは退園しなければならないのかどうか。それから3号認定の園児が3歳になったときに2号認定に移ります。その2号認定に空きがなかった場合、この3号認定の子どもはどうなるのか。

それから、小規模の保育所のABC型でですね、6人以上19人以下となっています。そのB型には保育士が2分の1、C型には無資格者でもよいとなっています。その理由は何なのか。そしてそのB型の保育士に資格者をもってきた場合は、A型とみなされるのか。

最後に、議案第39号と40号は、制度移行期間において、おおむね5年間としています。しかし41号に限っては、移行期間を定めておりません。それはどういう理由からなのかをお尋ねします。

**総務厚生委員長** 恐れ入りますが、一つずつ区切っていただいて、5つぐらいありましたのでですね、まとめてお答えすることができませんので、最初から一つずつお願いしてよろしいでしょうか。議長、その分は1問ということで取り扱っていただいてよろしいでしょうか。

**議 長** 一つずつゆっくり話をしてください。

**1 4 番久保田** その前に、一つずつになった場合、私は4つを質問しましたが、3つに押さえるんですか。

**議 長** 最初に質問されていますので、その分は1とみなします。

**1 4 番久保田** 認定こども園を利用する場合についてお尋ねします。

保護者の就業時間が変更して、2号認定から1号認定へ、1号認定から2号認定へなった場合は、どのような取り扱いになるのか。利用認定に空きがなかった場合、その子どもは退園せざるを得ないのか。これが一つ目です。

**総務厚生委員長** ただいまの久保田議員の質問であります。空きのない場合というのは、そのまま在園していいというふうに聞いております。



**1 4 番久保田** 2つ目です。3号認定、3歳未満の子どもが3歳になったとき、2号認定に空きがない場合はどのようになるのか。空きがない場合、退園せざるを得ないのか。先ほど尋ね忘れましたが、利用者の負担は2号認定の額になるのかお尋ねします。

**総務厚生委員長** ただいまのご質問であります。2号になれば2号の負担になるということであり。空きがなくてもですね、そのまま在園していいというふうに聞いております。

**1 4 番久保田** 三点目です。これは小規模保育事業についてのことなんです。A型、B型、C型、これは6人以上19人以下となっております。B型は保育士が2分の1、C型においては無資格者でもよいという理由はなぜなのか。そして、B型に保育士を有資格者ではめ込んだ場合、これはA型とみなされるのかどうか。

**総務厚生委員長** 資格の質問がありましたが、これは無資格でいいということで、理由までは私どもは確認をしておりません。先ほどの最初の質問でありました小規模についてはですね、私どもは確認をしておりませんのでお答えができません。

**1 4 番久保田** もう一つはですね、39号と40号では、制度の移行期間が5年間としてあります。41号に限ってはですね、期間が緩和されています。それはなぜなのかというのをお聞きします。

**総務厚生委員長** あるですね、施設といいますか、事業所でですね、対応できない、要件を満たさないという部分があるように聞いております。そういったことで期間を定めていないという説明を受けています。

**1 4 番久保田** もう一つお尋ねします。今、本町の中にも町外を利用しているいらっしゃる保護者の方がいらっしゃいます。町外を利用する場合は、居住地の定める額になるのか、利用している自治体の定める額になるのでしょうか。

**総務厚生委員長** 直接、行政の方に確認はしていないのですが、利用されている事業所といいますか、そういうところの料金になると聞いております。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例」に係る委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされています。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**1 4 番久保田** 議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」についての反対討論を行います。

この新制度は、保育制度を根底から変える戦後初めての大きな改革であるにも関わらず、当事者である保護者や保育関係者に、この内容がほとんど知らされていないという問題を生み出しています。最大の特徴は、これまでの市町村の責任において、保育を提供する責任がありましたが、今回の新制度では、利用者と事業者が直接契約を結ぶ仕組みに変えられ、市町村は保育の契約に介入することができないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることとなります。認定こども園の総数が利用定数の総数を超える場合には、保育の理念、基本方針などに基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならないことになっていますが、保育料の滞納や障害があったり、不平ばかりを言う保護者に対して、果たして公平に選考されるかが危惧されます。また、保育の提供にあたって、当該特定教育、保育に要する費用として見込まれるものは、保育費に上乗せして支給認定保護者から受けることができるとしてあります。しかも保育費は、事業者に直接支払われることになっており、低所得者にとっては厳しい内容と言わざるを得ません。子どもたちにとっても、4時間の保育園型、8時間、11時間の保育園型を切り貼りして組み合わせ、子どもたちに混乱を招くことは目に見えています。

今までどおり児童福祉法24条1項に軸足を置いて、町の責任で保育の質を引き上げ、すべての子どもが等しく保育を受ける権利を保障されるべきとして反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 2 番田口** 新しい子ども・子育て支援法に基づく制度に関する問題点的な反対をされたと思いますが、この条例は、法律に基づいて川棚町内における教育保育施設、それから地域保育事業の運営基準を定める条例を決めるだけのものでありますので、私はこの条例を定めるのが適当だと思いますので賛成いたします。

**議 長** 他に討論はありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わ

ります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって議案第39号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(11 : 13)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の討論を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**14番久保田** 家庭的保育事業は、一番待機児童の多い0歳から2歳までを対象としています。認可基準は、小規模保育事業6人から19人、家庭的保育事業3人から5人、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の認可基準を定めるものです。小規模事業では、A型、B型、C型の3種類を示し、A型は全員保育士、B型は保育士の割合が2分の1以上、C型にいたっては、市町村の研修を終了した者となっており、無資格者が0歳から2歳という、一番事故死の多い年齢を受け持つことの危険さを感じます。ベビーシッターによる死亡事故がマスコミでも報じられました。待機児童さえ解消すれば、中身はどうしてもよいという姿勢が許せません。どの子も等しく、質の良い保育を提供するためには、有資格者を配置すべきです。少なくない自治体で上乗せした条例が検討されています。少なくとも現行の自治体水準を下回る基準設定にしないよう、保護者に対してニーズ調査をされたように、パブリックコメントに取組み、意見を汲み上げ、国の基準に上乗せすべきです。幸いなことに、現在は本町に対象施設がありません。拙速にならず、もっと協議すべきとして反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 1 番小田** 賛成の立場で討論をいたします。この条例は上位法をもとにして、川棚町で子育てなどを充実させていく条件であるので、定める必要があると判断し賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に討論はありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって議案第40号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(11 : 17)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の討論をいたします。

本案に対し、委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

**1 4 番久保田** 議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」に対する反対討論を行います。

学童保育は、共働き、ひとり親家庭などの小学校の放課後、土曜、日曜、春休み、夏休み、冬休みなどの学校休業中は1日の生活を継続的に保障すること、そのことをとおして親の働く権利と家族の生活を守るという目的、役割をもつ事業です。児童福祉法では、共働き、ひとり親家庭の小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を言い、児童館や児童クラブとは違い、学童保育は毎日の生活を保障する施設です。学童保育で子どもが過ごしている時間は、年間1,681時間にも及び、小学校にいる時間である1,221時間よりも460時間も長いのです。この学童保育事業が、今までは小学3年生までが対象とされておりましたが、これからは6年生までを対象とされます。ここであふれてくる子どもがいないか心配です。

そして、専用区画の面積が乳児の一人あたりの広さと同じ1.65㎡です。畳一枚分です。元気盛りの高学年に対応できる広さなのかが心配です。そして、何よりもこの消費税の10%を財源として当て込んでいます。消費税の税率が、4月に5%から8%に引き上げられて、丸6ヶ月になります。消費税の増税により、国民の暮らしは痛めつけられました。にもかかわらず、一年後、来年の10月から消費税の税率を10%に引き上げ、これを財源に充てようとしています。支援とは名ばかりの新制度です。女性が働きやすいように待機児童をなくすための制度にするために、さらに国民の暮らしを圧迫するのは目に見えています。この条例は賛成できません。反対します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

**1 番 村 井** 先ほど、田口、小田議員の内容とほぼ同じではありますけれども、いずれにしろ上位法に基づき、本町の基準を定めるという条例でありまして、これからいろんな事業を展開する、そういったことに対応するためにも条例の制定は必要だと思っておりますので賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に討論はありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって議案第41号「川棚町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(11:21)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第14、意見案第2号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書案」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

**総務厚生委員長** 先ほど、採択をいただきました請願第1号に係ります意見書について読み上げて提出をしたいと思います。

平成26年10月7日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、総務厚生委

員会委員長三岳昇。

「手話言語法（仮称）制定を求める意見書案」の提出について。

上記の意見書案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書案第2号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書案」。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は可能な限り言語、手話を含むその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では、国地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に着け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に着け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月、長崎県川棚町議会。提出先、内閣総理大臣ほかであります。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第2号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書案」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって意見案第2号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書案」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣ほか、関係行政庁に送付することといたします。

( 1 1 : 2 6 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第15、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣をすることに決定をいたしました。

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

( 1 1 : 2 7 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでお諮りをいたします。川棚町議会会議規則第45条の規定により、本定例会において議決されました案件につきましては、議決の結果が生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものがあった場合は、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成26年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 1 : 2 9 )